ID:　129

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の自動車保管場所の使用許可の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例　第47条
例規番号	平成9年条例第31号

【根拠条文】

（使用許可の取消）

第47条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、保管場所の使用許可を取消し、又は明渡しを請求することができる。

(1)　第44条の使用者資格を失ったとき。

(2)　不正の行為により使用許可を受けたとき。

(3)　使用料を3月以上滞納したとき。

(4)　正当な理由によらないで15日以上保管場所を使用しないとき。

(5)　前各号のほか、保管場所の管理上必要があると認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日